

教学指第1198号
教特第722号
教安第1064号
教体第714号
令和3年1月6日

各県立学校長 様

教 育 長

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の徹底について（通知）

今般の新型コロナウイルス感染症の感染者数の急激な増加を受け、社会全体で何としても感染拡大を食い止めるため、今がまさに重要な時であり、学校現場においてもなお一層の感染防止対策を徹底していくことが求められています。

千葉県は、東京都、神奈川県、埼玉県と共同で、「一都三県 緊急事態行動」として、県民や事業者に対して、20時以降の不要不急の外出自粛や営業時間の短縮、時差出勤等に係る要請を行いました。また、政府からも「職場・学校における感染対策の徹底」等の要請があり、1月5日には文部科学省から、「小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（通知）」（2文科初第1445号）が発出されております。

同通知においては、感染防止対策の徹底を図る一方で、地域の感染状況を踏まえ、学習活動を工夫しながら、可能な限り、学校行事や部活動等も含めた学校教育活動を継続し、子供の健やかな学びを保障していくことが必要と示されています。

こうした状況を踏まえ、県教育委員会として、感染防止対策を徹底しながら学校運営を継続していくこととし、緊急事態宣言期間中を含めた当面の間の対応を、下記のとおりとしますので、対応に万全を期していただきますようお願いいたします。

なお、今後の感染状況等によっては、対応に変更が生じることもありますので、併せて御理解のほどお願い申し上げます。

記

1 基本的な学校運営の方針について

(1) 感染防止対策を徹底しながら学校運営を継続する。

(2) 地域や交通事情等の実情に応じて、時差登校を実施する。

通学時の混雑回避を目的とし、昨年6月下旬に実施した時差登校の状況を踏まえ、地域や交通機関の実情に応じ、学校長の判断で実施する。

2 感染防止対策の徹底について

「新型コロナウイルス感染症 学校における感染対策ガイドライン（令和2年12月11日版）」に基づき感染防止対策を徹底する。

(1) 児童生徒への指導

- ・感染が判明した者のうち、症状があるのに登校していた、部活動に参加していた等の事例が複数あったことから、登校時及び部活動開始前に、確実に健康観察（発熱

及び何らかの症状の有無の確認)を実施する。

- ・児童生徒自ら感染予防に留意し行動するよう、基本的な感染防止対策（手洗い・マスクの着用・3密の回避等）の励行について繰り返し指導する。
- ・昼食を含む飲食場面では、マスクを外す時間を最小限とし、向かい合わせ等にならず、身体的距離が十分とれない場合は会話しない等について繰り返し指導する。
- ・部室や更衣室等の、マスクを外した状態で密になりやすい場所は、使用ルールを明確にし、遵守させる。
- ・特に高校生にあっては、下校時の飲食等は厳に慎み、寄り道をせず、速やかに帰宅するよう指導する。
- ・登下校で公共交通機関を利用する際は、マスクを着用し、会話を慎むよう指導する。

(2) 教職員の健康管理及び感染防止の徹底

- ・感染が判明した者のうち、症状があるのに出勤していた等の事例があったことから、体調不良時は出勤を控える。併せて、管理職は出勤時の教職員の健康観察を確実に実施する。
- ・特に昼食場面では、感染のリスクが高いことから、児童生徒同様、マスクを外す時間を最小限とし、身体的距離が十分とれない場合は会話を控える。
- ・勤務時間外においても基本的な感染防止対策を徹底し、不要不急の外出を控え、感染予防に努める。
- ・家族の健康管理（毎朝の検温や健康状態の確認）や感染予防にも留意する。

(3) 家庭への協力依頼

- ・家庭内感染が依然として多いことから、別添の保護者宛て通知例を活用し、保護者に対し家庭での感染予防について協力を依頼する。

3 学習活動について

緊急事態宣言中は以下の点について徹底し、感染のリスクの軽減に努める。

(1) 基本的な留意点

- ・児童生徒等は、マスクの着用を徹底する。
- ・授業は、個人で学習できる活動を中心に行う。グループ学習、班での話し合い及びペアワーク等の活動は行わない。
- ・児童生徒等全員で一斉に声を出す音読や群読は行わない。
- ・授業での外部人材の活用は控える。（会計年度任用職員を除く。）

(2) 具体的な授業の場面

①体育

- ・球技のゴール型のゲームや武道の相手と組み合う活動など、身体接触や人と人が接近するような活動は行わない。

②音楽

- ・歌唱や管楽器等を使用した活動は行わない。

③家庭科

- ・調理実習は行わない。なお、専門学科で調理実習を実施する場合は、調理室、調理器具及び食器等の衛生管理を徹底し、多くの生徒が密集しないようにする。

④職業等に関する授業

- ・外部の方を対象にした、製品の販売会や、校内カフェ等の活動は行わない。また食品加工を実施する場合は、衛生管理を徹底し、製造した食品についても、外部へ提供しない。

(3) 児童・生徒会活動（委員会活動）

①委員会活動

- ・活動内容や協議事項を精選し、短時間で行えるように工夫する。

②児童・生徒総会等

- ・放送設備を活用し、各教室で実施する。

(4) 学校行事等

①全校集会・学年集会等

- ・放送設備等を活用し、各教室で実施する等の工夫をする。

②校外行事

- ・修学旅行については、緊急事態宣言が発令される見通しであることから、改めて保護者の理解を十分に得た上で、直前でも中止または延期の判断をするなど慎重に対応すること。その他の遠足、映画鑑賞教室、演劇鑑賞など、校外で行う学校行事は行わない。

③講演会、防災訓練、避難訓練など

- ・児童生徒等を一堂に集める行事は行わない。ただし、防災訓練、避難訓練については、学校長の判断により、感染防止に十分配慮しながら実施する。

④学習発表会、合唱コンクール等

- ・児童生徒等を一堂に集める行事は行わない。

(5) 給食、昼食等を含む飲食する場面

「新型コロナウイルス感染症 学校における感染対策ガイドライン（令和2年12月11日版）」に基づき、感染防止対策を徹底する。

4 部活動について

緊急事態宣言中は、平日のみ放課後90分以内の活動とし、身体接触や人と人が接近するような感染リスクの高い活動は行わない。

※詳細な留意事項については、「緊急事態宣言中の県立学校における部活動について」（令和3年1月6日付け教学指第1199号、教特第723号、教体第715号）を参照すること。

5 特別支援学校における対応について

(1) スクールバスの利用について

- ・スクールバス内の密集を避けるために、おおむね座席が隣り合わせにならないようにするとともに、可能な限り保護者送迎を依頼する。

(2) 医療的ケア等を必要とする児童生徒等について

- ・医療的ケアを必要とする児童生徒等及び基礎疾患等により重症化するリスクが高い児童生徒等の登校については、地域の感染状況を踏まえ、主治医や保護者等と連携を密にし、個別に判断する。

6 オンライン学習等について

- ・学校におけるICT（クラッシー等の学習支援ソフトを含む。）の積極的な活用を進め、児童生徒間及び教職員等との接触の機会を減らしつつ、学習効果を高めるよう努める。
- ・今後、感染状況に応じて、登校による対面指導と家庭におけるオンライン学習等を組み合わせて実施（分散登校）できるよう、各学校においては準備を進めておくこととする。

併せて、県立中学校・県立高等学校・県立特別支援学校の入学者選抜等の実施に向け、業務に従事する教職員等の健康管理に万全を期すとともに、会場における感染防止対策について、改めて点検する。

(本件連絡先)

【学習指導に関すること】

教育庁教育振興部学習指導課 TEL：043（223）4057

【障害のある幼児児童生徒に関すること】

教育庁教育振興部特別支援教育課 TEL：043（223）4045

【保健管理に関すること】

教育庁教育振興部学校安全保健課 TEL：043（223）4092

【体育の授業・部活動に関すること】

教育庁教育振興部体育課 TEL：043（223）4108